

○根室市議会政務活動費の交付に関する規則

平成24年12月17日規則第32号

根室市議会政務活動費の交付に関する規則

根室市議会政務調査費の交付に関する規則（平成13年根室市規則第13号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、根室市議会政務活動費の交付に関する条例（平成24年根室市条例第28号。以下「条例」という。）に基づき交付される政務活動費について必要な事項を定めるものとする。

（交付申請）

第2条 政務活動費の交付を受けようとする会派の代表者は、毎年度、市長に対し、議長を経由して別記様式第1号により政務活動費交付申請書を提出しなければならない。また、申請した事項に異動が生じたときは市長に対し、議長を経由して別記様式第2号により政務活動費交付変更申請書を提出しなければならない。

2 政務活動費の交付を受けようとする議員は、毎年度、市長に対し、議長を経由して別記様式第3号により政務活動費交付申請書を提出しなければならない。

3 会派を解散したときは、当該会派の代表者であった者は市長に対し、議長を経由して別記様式第4号により会派解散届を提出しなければならない。

（交付決定）

第3条 市長は、毎年度、前条の規定により申請のあった各会派及び議員について交付すべき政務活動費の額を決定し、当該会派の代表者及び議員に別記様式第5号による交付決定通知書により通知するものとする。

（交付請求）

第4条 会派の代表者及び議員は、前条の規定による交付決定通知を受けた場合、速やかに、市長に対し会派に係るものは別記様式第6号、議員に係るものは別記様式第7号により、政務活動費交付請求書を提出するものとする。

（収支報告書の写しの送付）

第5条 議長は、条例第8条第1項の規定により提出された収支報告書の写しを市長に送付するものとする。

（会計帳簿の整理保管）

第6条 政務活動費の交付を受けた会派の経理責任者及び議員は、政務活動費の支出について会計帳簿を調製するとともに、領収書等の証拠書類を整理し、これらの書類を当該政務活動費に係る収支報告書の提出期限の日から起算して5年を経過する日まで保管しなければならない。

附 則

1 この規則は、平成25年3月1日から施行する。

2 この規則の規定は、この規則の施行の日以後に市長に提出する政務活動費交付申請書、政務活動費交付変更申請書、会派解散届、政務活動費交付請求書及び市長が通知する政務活動費交付決定通知書から適用し、この規則による改正前の根室市議会政務調査費の交付に関する規則の規定により市長に提出した政務調査費交付申請書、政務調査費交付変更申請書、会派解散届、政務調査費交付請求書及び市長が通知した政務調査費交付決定通知書については、なお従前の例による。

別記様式第1号（第2条第1項関係）

別記様式第2号（第2条第1項関係）

別記様式第3号（第2条第2項関係）

別記様式第4号（第2条第3項関係）

別記様式第5号（第3条関係）

別記様式第6号（第4条関係）

別記様式第7号（第4条関係）